

「階級呼称のルーツ」

荒木 肇

「挨拶」

木曾谷の山間の小さな町役場に「兵事書類」が残っています。「現役兵調書」や「在郷軍人名簿」を始めとする貴重な書類でした。すでに国民教育と軍隊の関わりを調べていた私は、多くの先人の努力に打たれ、軍制度史を学ぶ気持ちになつていきました。自黒の防衛研究所に通い、靖國偕行文庫にもお世話になり、多くの元軍人の方々にお教えもいただきました。いまの私があるのは偕行社のおかげと言つていいでしよう。

今回、ご縁をいただき、投稿する機会をいただきました。読者の多くは陸上自衛隊の元幹部の方々でしょう。浅学非才、いささか面映ゆくもありますが、主に軍制を中心に書いてみます。

▲大宝律令から変わらないもの

将官、佐官、尉官、曹という階級呼称が今も使われています。明治の

初めに、近代陸海軍が建設されました。組織作りと人づくり、大変な苦労がありました。軍隊の旗章、階級の名称などにも多くの議論があつたのです。しかし、長い伝統をもつたわが国の歴史、そこから武官の階級名は採られました。

今から1300年余り昔、大宝元（701）年、国のかたちを決めた律令が完成されました。東アジアの先進国、唐の律令をモデルにしたものです。律は刑法、令は行政法のことをおいいます。この後、さまざま改定を経ますが、律令の規定はその基本を変えることはありませんでした。

「二官八省一台五衛府」これが最初です。二官とは神祇官と太政官、神を祀る組織と行政に携わる組織がありました。神祇官が上位でした。八省というのは、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の各省を指しました。平成時代に大蔵省は財務省となりましたが、省という言葉は今も使われています。一台というのは彈正台のことをいい、

官人の監察をしました。

五衛府というのは宮城を護衛し、行幸、行儀式の時には威儀を整え、

階級をもち、官を務める官人には四階級がありました。これを四部官（四等官とも）といいます。どこの役所にも、長官、次官、判官、主典がありました。これらはカミ（長官）、スケ（次官）、ジョウ（判官）、サカ（主典）ともよされます。ただし、この四部官を役所によつて文字を書き分けているものですから混乱を招きます。

長官は役所の事務を総括し、次官は補佐します。判官は役所を管理し事務をとります。主典は書記のことです。もちろん、その下には史生とか使部という無位の部下たちがたくさんおりました。

この官にもその高低で四階級あります。勤任、奏任、判任、判補です。勤命によって任せられるは勤任、太政官からの奏問による奏任、

太政官で審査して任ずる判任、式部省が任する判補になります。式部省は文官の考課をし、官を授け、位を叙する役所です。

忠臣蔵の吉良上野介は上野国（現群馬県）の次官です。上野国は特別な「親王任国」で、臣下は介（次官）にしかなりません。

浅野内匠頭は中務省内匠寮の長官でした。遠山の金さんこと、遠山金四郎は左衛門尉、左衛門府の判官です。

このように、徳川時代では大名や高級旗本は、伝統的な官位を将軍経由で朝廷から与えられました。ただし、これは実態を表したものではありません。越前守は都の朝廷内では実在しても、実態として越前守は松平氏が領有し、国府などなかつたのです。官名はあくまでも人名の一部としての身分を表す高級な通称でした。

ただし、一定の秩序はありました。それは位階と官は相当するということです。勤命によって任せられるは勤任、太政官からの奏問による奏任、

位階は律令制では、「正一位（しょうい）」に奉るときは清音（きよねい）から「少初位（しょしゆい）」まで30にも及ぶランクがあります。

徳川体制では、將軍は從二位内大臣から從一位の右大臣に進み、尾張水戸徳川家と紀伊徳川家は正三位大納言、水戸徳川家は從三位中納言、加賀前田家は正四位下参議、國守大名は從四位上中将、從四位下少将、准國守や幕府老中は從四位下少将などの大名は從五位下の諸大夫に高級旗本と並んで叙任されました。

諸大夫の官名は多くは○○守という受領名（国司）が多かつたようです。朝廷では、平安時代中期には八位以下の叙任はなくなりました。各官職には定員があつて厳格に守られましたが、武家に限つては、その定員外として処理されたのです。ですから同時期に越中守が何人もいたことがあります。

▲「正名」の精神

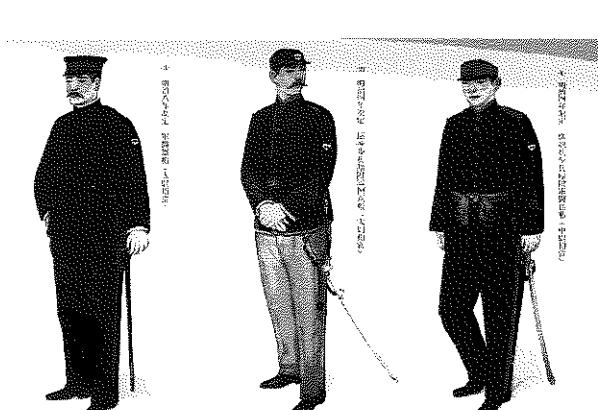
名は体を表すとすることを王政復古では大事にしました。これを「正名」といいました。明治元年（1868年）慶應4年春から、三職七科、同八局、七官制と次々と「職制」を変えてゆきました。一方で、大宝律令からの官職名が有名無実になつていることを問題視して、さらに大改革を行います。

▲軍人の官名はどこから採つたか

近代陸軍の発足は「御親兵」から始まりました。1871年（明治4年）2月22日のことでした。よく知られる薩摩・長州・土佐の三藩兵から集められた政府の直轄軍です。同年

に「今般、官位御改正につき、從来の百官併せ並受領廢せられ候事」と布告します。「職員令」と「官位相当表」が出され、実質のない掃部頭とか、安房守などの官名を一切なくしました。これは「百官廢止」ともいわれます。

新しい官制を「二官六省制」とも呼びました。神祇官を太政官と並べ、民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省が設けられました。それに大学校、彈正台、海軍、陸軍、府、藩、県や皇后宮職、春宮職などが太政官にぶら下がっています。



7月には兵部省は「御親兵徽章」を発表します。

そこには、「上等士官、下等士官、兵卒」という階層が示されています。

既に前年には太政官達によつて武官の階級名が出されています。陸海軍大将から権曹長までの十一等が区分されています。第一等は大将、順に第九等が少尉、十等は曹長、最後が十一等の権曹長でした。このとき、海軍と陸軍の階級名は同じでした。

それでは、この将官、佐官、尉官、七位上、サカンは大志（正八位下）と少志（従八位上）とあります。

また中世にさかのぼりますが、鎮守府にはカミの將軍、スケの副將軍、ジョウの軍監、サカンの軍曹という官名も見られます。

名と実を一致させる。軍人は中央政府に直属させる、そういう意味合いからも近衛府から將官、衛門府、兵衛府から佐官、尉官、そして鎮守府から軍曹を採用したのではないでしようか。ちなみに、大は「つかさどる・主務とする」、少は「たすける・補助する」という意味がありました。決してものの大きさの大・中・小ではなかつたのです。

▲伝統はなくせない

明治2年（1879年）年7月、つい

曹はどこからきたのでしょうか。答えは律令の官職にありました。以下の叙位は徳川時代後期の例です。

近衛府は、カミが大将（従三位）、スケは権中將（従四位下）と権少將（正五位下）、ジョウが將監（しょうげん・従六位上）、サカンは將曹（従七位下）でした。

左右衛門府、同兵衛府にはカミが督（従四位下）、スケは佐（従五位上）、ジョウに大尉（従六位上）と少尉（正七位上）、サカンは大志（正八位下）と少志（従八位上）とあります。

軍隊の階級ばかりか、大臣、省、

長官などは今も現役です。警察予備隊、保安隊と組織の名称や階級名はその時々に変わつても、自衛隊になつてからは将・佐・尉・曹と中世の律令体制に戻つてしましました。

なお、一等・二等・三等という等級制に不満をもつ向きがありますが、陸軍でも各部の階級名は一等軍医（大尉相当官）とか二等主計正（中佐相当官）、三等薬剤官（少尉相当官）のように決して無縁なものではありません。

身近な歴史をみても、それぞれに意味があるものだという話でした。